

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

1 公園の土地の使用料等の上限額の改定

固定資産税に係る平成30年度の固定資産の評価替えに伴い、公園の土地及び公園施設の使用料並びに公園の占用料の上限額を次のように改定する。

(1) 土地及び公園施設の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
土地	㎡/月	942円	1,693円
公園施設	か所/月	14,400円	14,000円

(2) 公園の占用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
電柱、標識	本/月	1,377円	1,583円
水道管、下水管、ガス管、電線	m/月	612円	703円
鉄塔	㎡/月	1,020円	1,173円
変圧塔、マンホール類	か所/月	1,020円	1,173円
郵便差出箱、信書便差出箱	か所/月	408円	469円
公衆電話所	か所/月	1,020円	1,173円
地下の占用物件	地上露出部分	㎡/月	721円
	地下部分		306円
高架の占用物件	㎡/月	510円	586円
天体、気象又は土地の観測施設	㎡/月	823円	987円
写真撮影のための常時占用	台/月	8,160円	9,360円
写真撮影のための臨時的な占用	1回 (1時間以内)	12,750円	14,625円
その他の占用	㎡/日	34円	39円

2 自動販売機の設置に係る使用料の設定

公募により決定した自動販売機の設置について、土地の使用料のほか、当該月ごとの売上金額に100分の50を上限として区長が別に定める割合を乗じて得た額を自動販売機の設置に係る使用料とする。

3 施行期日

本年4月1日